

第105号議案 大田区立児童館条例の一部を改正する条例

1 改正理由

中高生ひろば事業を実施するため、多摩川児童館新蒲田分室を新設する必要があることから、本条例を一部改正する。

2 改正内容（案）

新旧対照表のとおり

3 施行予定年月日

規則で定める日とする。

大田区立児童館条例（昭和42年条例第9号）新旧対照表

新	旧
○大田区立児童館条例 昭和42年4月1日 条例第9号 (事業) 第3条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 第1項の規定にかかわらず、大田区立東糀谷児童館羽田分室及び大田区立多摩川児童館新蒲田分室については、中高生世代の青少年の自主性及び社会性の育成に関する事業（以下「中高生ひろば事業」という。）を行う。 (使用) 第4条 (略) 2 (略) 3 前2項の規定にかかわらず、大田区立東糀谷児童館羽田分室及び大田区立多摩川児童館新蒲田分室を使用することができる者は、中高生ひろば事業を利用できる者とする。ただし、区長が中高生ひろば事業に支障がないと認めるときは、この限りでない。	○大田区立児童館条例 昭和42年4月1日 条例第9号 (事業) 第3条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 第1項の規定にかかわらず、大田区立東糀谷児童館羽田分室_____については、中高生世代の青少年の自主性及び社会性の育成に関する事業（以下「中高生ひろば事業」という。）を行う。 (使用) 第4条 (略) 2 (略) 3 前2項の規定にかかわらず、大田区立東糀谷児童館羽田分室_____を使用することができる者は、中高生ひろば事業を利用できる者とする。ただし、区長が中高生ひろば事業に支障がないと認めるときは、この限りでない。

新		旧	
4 (略) 別表第1 (第2条関係)		4 (略) 別表第1 (第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
同 多摩川児童館新宿分館	同 蒲田本町一丁目5番1号	同 多摩川児童館新宿分館	同 蒲田本町一丁目5番1号
<u>同 多摩川児童館新蒲田分室</u>	<u>同 新蒲田一丁目18番16号</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
同 蓮沼児童館	同 東矢口三丁目2番1—201号	同 蓮沼児童館	同 東矢口三丁目2番1—201号
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>付 則</u>			
<u>この条例は、規則で定める日から施行する。</u>			